

平成 27 年第 4 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 27 年 8 月 27 日（木）
 招集の場所 玉城町議会本会議場
 開 議 平成 27 年 8 月 27 日（木）（午前 9 時 00 分）
 出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 山口 典郎
 会計管理者 前田 浩三 総合戦略課長 林 裕紀 総 務 課 田間 宏紀
 税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 中村 元紀 産業振興課長 中世古憲司
 建設課長 中西 豊 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 東 博明
 病院老健事務局長 田村 優 総務課長補佐 里中 和樹 教育委員長 上村 直義
 監 査 委 員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

日程	議 事	
第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
議案の説明・質疑・採決		
第 4	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 5	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案の説明		
第 6	議案第 49 号	平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
第 7	議案第 50 号	平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8	議案第 51 号	平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 9	議案第 52 号	平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 10	議案第 53 号	平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 11	議案第 54 号	平成 26 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 12	議案第 55 号	平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第 13	議案第 56 号	平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
第 14	議案第 57 号	平成 26 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第 15	議案第 58 号	平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
第 16	議案第 59 号	平成 26 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
第 17	議案第 60 号	玉城町個人情報保護条例の一部改正について
第 18	議案第 61 号	町税条例の一部改正について
第 19	議案第 62 号	玉城町手数料徴収条例の一部改正について
第 20	議案第 63 号	玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
第 21	議案第 64 号	玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止について
第 22	議案第 65 号	菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について
第 23	議案第 66 号	菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
第 24	議案第 67 号	平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）
第 25	議案第 68 号	平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 26	議案第 69 号	平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 27	議案第 70 号	平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 28	議案第 71 号	平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 29	議案第 72 号	平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案の質疑		
第 30	議案第 49 号	平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
第 31	議案第 50 号	平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 32	議案第 51 号	平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 33	議案第 52 号	平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 34	議案第 53 号	平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 35	議案第 54 号	平成 26 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 36	議案第 55 号	平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第 37	議案第 56 号	平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
第 38	議案第 57 号	平成 26 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第 39	議案第 58 号	平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
第 40	議案第 59 号	平成 26 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
第 41	議案第 60 号	玉城町個人情報保護条例の一部改正について
第 42	議案第 61 号	町税条例の一部改正について
第 43	議案第 62 号	玉城町手数料徴収条例の一部改正について
第 44	議案第 63 号	玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
第 45	議案第 64 号	玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止について
第 46	議案第 65 号	菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について
第 47	議案第 66 号	菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
第 48	議案第 67 号	平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）
第 49	議案第 68 号	平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

第 50	議案第 69 号	平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 51	議案第 70 号	平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 52	議案第 71 号	平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 53	議案第 72 号	平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
請 願		
第 54	請願第 1 号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願
第 55	請願第 2 号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
第 56	請願第 3 号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
第 57	請願第 4 号	防災対策の充実を求める請願
第 58	請願第 5 号	安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書採択についての請願

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、平成 27 年第 4 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成 27 年第 4 回玉城町議会定例会開会にあたりまして一言挨拶をさせていただきます。今定例会は議員のみなさんにとりまして、任期最終の定例会ということになるわけでございます。

今日まで、玉城町政発展のために、格別のご理解とご支援を賜ってまいりましたことを心からお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会でご審議を賜ります主な内容につきましては、平成 26 年度の各会計の決算、そして条例の一部改正、また、平成 27 年度の各会計の補正予算につきまして、提案をさせていただいておりますので、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

3番 坪井 信義 君

4番 北川 雅紀 君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月4日までの9日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月4日までの9日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布いたしました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

次に、日程第3 諸報告をいたします。報告第7号 監査委員から平成27年5月分ないし7月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布いたしました。また、「21世紀のエネルギーを考える会・みえ」から要望書の提出及び行橋市議会議員 小坪しんや氏から「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」の提出がありましたので、その写しをお手許に配布いたしました。ご了承願います。

議案の審査

○議長（風口 尚）次に、日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてないし、日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

現在人権擁護委員として活動していただいております西山 多鶴子氏の任期が、平成27年12月31日をもって満了となりますが、人格、識見共に適任と考え、引き続き同氏

を人権擁護委員として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、補足は省略いたします。

次に諮問第2号 諮問第1号に引き続きまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在人権擁護委員として活動していただいております伊藤 正明氏の任期が、平成27年12月31日をもって満了となります。新たに神崎 正巳氏を人権擁護委員として、人格、識見共に適任と考え、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、補足は省略いたします。

よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

只今説明がありました諮問第1号、第2号については、質疑・討論を省略いたします。

これより諮問ごとに採決を行います。

まず、諮問第1号について、原案のとおり推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに同意いたしました。

次に、諮問第2号について、原案のとおり推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案のとおり推薦することに同意いたしました。

次に、日程第6 議案第49号 平成26年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、日程第16 議案第59号 平成26年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第49号 平成26年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

最近の県内の経済動向を見ますと、雇用情勢は回復傾向にあるものの、個人消費・生産活動については、まだまだ横ばいで回復に足踏みがみられます。このような中、国は、直接「ローカル経済圏」を目標とした「ローカル・アベノミクス」を新成長戦略に据え、地域産業の成長を促し、雇用や消費を向上させることで地域経済を活性化していくことを目指すとなりました。この戦略には大いに期待するところであります。

さて、平成 26 年度は、第 5 次玉城町総合計画を踏まえ、「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」の実現に向けた事業推進をすると共に、協働のもとで進めるまちづくりに視点をおいた取り組みを進めてまいりました。

決算の概要につきましては、歳入総額 58 億 4 千 388 万 4 千 194 円に対し、歳出総額は 55 億 1 千 730 万 8 千 272 円で、歳入歳出差引額は 3 億 2 千 657 万 5 千 922 円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は 1 億 8 千 884 万 2 千 922 円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は 20 億 6 千 444 万 5 千 777 円で、前年度比 4.0%増となりました。これは法人税等の増額によるものであります。

地方交付税は 13 億 4 千 557 万 8 千円で前年度比 3.8%増となりました。ふるさと寄附金は、1 億 500 万 6 千 201 円となりました。全国から多くの方々に玉城町を応援いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

次に、歳出の状況ですが、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」として、文部科学省並びに防衛省の補助を受けて、小学校講堂の空調防音工事や吊り天井脱落対策などの環境整備を行いました。また、保健福祉会館の利便性を高めるため増築工事を行いました。

「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」として、総合防災マップを作成し全戸配布しました。また、昨年に引続き、健康しあわせ委員による各地域での健康づくり活動や保健福祉会館での「総合健診」の取り組みを継続し、町民の健康づくりに関する啓発と受診率向上対策を講じました。

「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」として、南部地域活性化、誘客促進事業に継続して取り組み、地域経済の活性化と振興に努めました。また、多面的機能支払交付金、旧農地・水保全管理支払交付金を通じて、地域の方々による農地・農業用水や地域環境を守る取り組みへの支援や経営体育成支援事業により大雪による被災農家の支援を行いました。

「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」としては、継続して公共下水道事業への繰出しを行い、下水道整備を推進し水質保全に努めました。

最後に協働のまちづくりについて、地域担当制度や地域活動助成事業を通じて、自治区の共助活動へ支援を行いました。今後も住民のみなさんの絆が深められ、自治区などの地縁組織が主体的に活動を継続していけるよう、共助支援をしてまいります。

引き続き、「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を目指して町政運営に努めてまいります。

議会並びに議員各位のご理解、ご支援をお願いし、提案理由といたします。

なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に、議案第 50 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成 20 年度から始まった生活習慣病等に着眼した特定健診・特定保健指導等に積極的に取り組み、被保険者の健康保持、医療費の適正化に努めてまいりました。医療費が年々増加しているなか、今年度の保険給付費は前年比 1.2%の伸びとなりました。

今後も更に予防事業に取り組み、被保険者の健康維持増進をはかっていきたいと考えています。

さて、平成 26 年度決算の歳入総額は、17 億 6 千 455 万 7 千 326 円で、加入者が納めた保険料は、歳入全体の 22.8%にあたる 4 億 195 万 84 円でした。このうち、現年度分は 3 億 8 千 426 万 9 千 720 円、収納率は 94.1%で、昨年より 0.3%上がりましたが、過年度分も含めた全体では 0.9%下がりました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

その他、一般会計から保険料の値上げを抑えるため 1 千 938 万 5 千 331 円の法定外繰入を行い補てんいたしました。

歳出総額は、16 億 7 千 413 万 4 千 977 円で、このうち保険給付金は 10 億 203 万 4 千 547 円、保健事業の支出額は 2 千 792 万 7 千 99 円となっています。

歳入歳出差し引き、9 千 42 万 2 千 349 円を翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第 51 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

貸付実績はなく、償還のみの事業であり、決算の概要につきましては、歳入総額 188 万 4599 円に対し、歳出総額は 3069 万 578 円となり、不足額 2880 万 5979 円は、翌年度会計より繰上充用して補てんをいたしました。

このことにつきましては、貸付償還金の滞納に原因があり、今後滞納者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいります。

なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第 52 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

アスパシア玉城ふれあいの館は、平成 8 年 11 月に開館以来、本年 3 月末で 18 年 5 ヶ月が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ 163 万 4788 人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。

平成 26 年度の入浴者数につきましては、年間 7 万 3321 人、営業日数 312 日で、1 日平均 235 人となりました。

決算の概要につきましては、歳入総額 5623 万 3171 円に対し、歳出総額は 5 千 494 万

7343円となり、歳入歳出差引額128万5828円を翌年度に繰り越す決算といたしました。
なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第53号 平成26年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

玉城町農業集落排水整備事業は計画3区域の全てが完了いたしており、平成26年度は維持管理業務と水洗化率の向上に務めてまいりました。

なお、平成26年度決算の概要につきましては、歳入総額6695万8964円と歳出総額6566万9435円で歳入歳出差引額128万9529円を翌年度へ繰り越す決算といたしました。

なお、補足については、会計管理者より補足説明いたさせます。

次に議案第54号 平成26年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成26年度は、第5期の介護保険事業計画の最終年度であり、要支援1、2の方を対象とする介護予防サービス、及び要介護1以上の方を対象とする介護サービスの適正な給付に努めるとともに、地域包括ケアの一層の充実を目指し取り組んでまいりました。

今年度及び計画期間の介護サービス事業費については、第5期介護保険事業計画の計画額に近い実績となりました。

歳入総額は、12億2842万1085円で、保険料収入は、2億3880万7223円、収納率は97.9%となりました。

歳出総額は、12億1099万1456円で、このうち保険給付費は11億3970万5839円となり、歳入歳出差し引き1千742万9629円を翌年度へ繰越しいたしました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第55号 平成26年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象にした独立した制度で、県内の全市町が加入する広域連合が運営をおこなっています。

平成20年度から創設された会計で、高齢化の進展に伴い被保険者数、予算総額ともに年々増加しています。

歳入総額は、2億3685万4933円で、保険料収入は、9584万9979円、収納率は97.9%でした。

一般会計からは、広域連合の事務費と保険給付費、保険基盤安定繰入金を合わせて、1億3694万770円を繰り入れました。

歳出総額は、2億2245万901円で、歳入歳出差し引き、1440万4032円を翌年度へ繰

り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第 56 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

病院事業を取り巻く経営環境は、診療報酬の改定、医療・介護保険制度の改革等で医療保険財政の危機的状況の中で、非常に厳しい状況にあります。

玉城病院は国民健康保険病院として地域医療の中心的役割を担い「町民の健康を支え、町民の皆様からも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営基盤の早期確立を目指し医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。

また、医師不足など厳しい環境においても、住民生活に不可欠な医療を適切に提供するために院長を中心に懸命に努力を続けております。今後一層進展する高齢化に対しても、地域で連携し、地域医療を守る気概をもって医療を提供してまいります。

さて、決算の概要につきましては、26 年度につきましては、医療制度の改変と診療報酬の改定をふまえ、入院の病床区分を 5 月より一般病床を無くし療養病床 50 床といたしました。それによります入院患者数が延べ、17,844 人となり、前年度に比べ 450 人の増、率で 2.6%の増、また、外来患者数につきましては、延べ 28,281 人で前年度に比べ 1,970 人減、率で 6.5%の減となりました。

経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益 6 億 8926 万 9332 円に対し、税込みの事業費用は 7 億 5407 万 7165 円となりました。

その結果、今年度は税抜きの経常損失として、1788 万 6237 円を計上し、特別利益 3686 万 6 千円、特別損失 8358 万 4308 円をそれぞれ差引し、当年度純損失を 6460 万 4545 円といたしました。

また、当年度未処理欠損金として前年度繰越利益剰余金 3854 万 3783 円を差し引きした 2606 万 762 円を計上いたしました。

次に資本的収支であります。収入は 2 千 126 万 6 千円、支出につきましては 3312 万 8517 円となり、収入が支出に不足する額 1186 万 2517 円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長より説明いたさせます。

次に議案第 57 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本町の給水人口は大きな変動はないものの使用水量はやや減少の傾向となっております。

平成 26 年度の事業は、安定的かつ効率的な給水を確保することを目的に配水管の新設及び布設替を進め、公共下水道工事に伴う配水管布設替工事を実施しました。

給水状況については、契約件数が前年度末と比較して45件増加し5945件となり、給水人口は前年度より66人増加し、1万5722人となりました。

また、事業を支える年間有収水量は199万424立方メートルで、前年度と比較して6万48立方メートル減少となりました。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益2億9153万2261円に対し、事業費用2億4918万5942円と特別損失380万6396円で、当年度の純利益3853万9923円と公営企業会計制度改正に伴うその他の未処分利益剰余金変動額3554万6082円で合わせて7408万6005円を当年度未処分利益剰余金といたし、そのうち3554万6082円を資本金に、3853万9923円を減債積立金として処分したいとするものです。

資本的収支におきましては、収入9798万1240円に対し、支出は2億9950万300円でそのうち建設改良費が2億6463万1936円、企業債償還金3471万5414円などとなり、収支不足額2億151万9060円は繰越利益剰余金処分額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。なお、建設改良費1億2280万円を翌年度へ繰越す決算といたしました。

なお、詳細につきましては上下水道課長より補足説明をいたさせます。

次に議案第58号 平成26年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、事業収益3億6000万5772円に対し、事業費用3億9295万6330円となり、差引額3295万558円の当年度純損失となりました。

次に資本的収支であります。収入は980万2千円、支出につきましては2132万3115円となり、収入が支出に不足する額1152万1115円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長より説明いたさせます。

次に議案第59号 平成26年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本年度は供用開始区域の拡大を行うと共に更に整備区域を拡大するため測量設計、マンホールポンプ機械設備設置及び、管渠工事を実施しました。

接続の状況としましては、排水区域内人口の1万2,055人のうち排水設備設置人口は8039人となり、接続率は66.69パーセントとなっております。

また、年間の汚水量は 82 万 7296 立方メートルとなりました。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益 3 億 4623 万 7961 円に対し、事業費用 4 億 5 千 511 万 4 千 622 円と特別損失 36 万 3 千 20 円で、1 億 923 万 9681 円の当年度純損失となりました。公営企業会計制度改正に伴うその他の未処分利益剰余金変動額 3 億 8247 万 1366 円と前年度繰越欠損金と合わせて 4 億 8119 万 5114 円を当年度未処理欠損金といたすものです。

資本的収支におきましては、収入 9 億 3029 万 1270 円に対し、支出は 9 億 3916 万 915 円となり、収支不足額 886 万 9645 円は既収入特定財源で補てんしました。また建設改良費 3 億 765 万円を翌年度へ繰越す決算といたしました。

なお、詳細につきましては上下水道課長より補足説明をいたさせます。

以上、平成 26 年度決算につきましてよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 会計管理者 前田 浩三 君

○会計管理者（前田 浩三） これより、一般会計並びに特別会計の補足説明を申し上げます。

後日、予算決算常任委員会を開催いただき、詳細な審査をお願いすることとなっておりますので、ここでは、要点のみの説明とさせていただきます。

議案第 49 号 平成 26 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に議案第 50 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に議案第 51 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に議案第 52 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に議案第 53 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第 54 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第 55 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(風口 尚) 提案理由の説明の途中でありますが、ここで 10 分間の休憩をいたします。

(午前 10 時 07 分 休憩)

(午前 10 時 18 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開します。休憩前に引き続き提案理由の説明を続けます。

病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長(田村 優) それでは担当いたします議案第 56 号及び議案第 58 号の補足説明をいたします。まず議案第 56 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

続きまして議案第 58 号 平成 26 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(風口 尚) 上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長(東 博明) 担当いたします議案第 57 号及び、第 59 号の補足説明をいたします。まず、議案第 57 号 平成 26 年度 玉城町水道事業会計剰余金の処分および決算の認定につきまして説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 59 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきまして説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(風口 尚) 以上で、提案理由の説明は、終わりました。続いて、監査委員より決

算審査結果の報告を求めます。

監査委員 中村 功君

○監査委員(中村 功) 今議会において、一括上程されております議案第 49 号ないし 議案第 59 号までの平成 26 年度玉城町一般会計及び、各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに各企業会計の事業決算の認定につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査は、去る 7 月 1 日から 7 月 17 日までの間に亘り、役場内において中瀬委員とともに、実施したところであります。

はじめに議案第 49 号ないし議案第 55 号の平成 26 年度玉城町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算にかかる決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき町長より審査に付されました平成 26 年度一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産および基金の運用状況を示す書類につきまして、審査を実施致しました。

以降、意見書の関連ページを申し上げますので、参考にいただければと思います。

審査意見書の 2 ページには審査の結果の概要を記載していますが、いずれの書類も関係法令に基づいており、その係数は関係諸帳簿、証憑書類等を照会いたしました結果、正確であり、予算の執行につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

また、公有財産、物品、基金につきましては、10 ページから 13 ページに記載していますが、その運用、管理につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

しかし、土地、建物等の公有財産の管理につきましては、関係法令などに定められた公有財産台帳、管理簿をはじめ、図面等の関係書類の整備が不十分な部署が見られたので、それらの整備を全庁的に行うことを指示したところであります。

さて、昨今の経済情勢は、政府の経済政策のひとつである「大胆な金融政策」による株価の上昇や、円安効果で輸出の拡大を図るも目論見どおりにいかず停滞気味であります。その結果、労働者の賃金アップや正規職員の雇用の拡大も一部にとどまっています。

このような社会経済情勢をふまえ、本町は、自らの役割を認識し、地域の特性を生かした、まちづくりを着実に進めることが必要であります。

そのためには、当町の総合計画や行財政改革プランを着実に実行していくことが重要であると考えます。

そして、いつ起こるか知れない南海トラフ大地震の発生が懸念されている中で、家屋の倒壊や火災から町民の命を守り、水道等ライフラインの強化を図るなど、災害に強いまちづくりを推進されることを望むものであります。

4 ページをご覧ください。

一般会計の決算であります。歳入総額は、58 億 4388 万 4194 円で、前年度比較で

15.0%の減額となっております。歳出は55億1730万8272円で、前年度と比較いたしますと、15.7%の減額となり、翌年度へ繰越すべき財源1億3773万3000円を差し引いた実質収支額は1億8884万2922円であります。

5ページから8ページをご覧ください。

5ページの歳入の状況については、歳入の根幹となる町税収入全体では、前年度と比較いたしますと104.0%となり、7ページの町民税では、対前年度比109.8%で、中でも法人町民税が、大手企業の増収等により、対前年度比137.1%の増加となっております。その様な状況の中で、不納欠損額を除いた町税の収入未済額は、5ページの1億4千60万円（昨年146,167千円）もあり、昨年度より556万7000円減少しているものの、大きな懸案事項であります。

町財政における自主財源の根幹となる町税の収入未済額の減少と収納率の向上には、町の滞納整理機構を中心に全庁的に取り組むとともに、「三重地方税管理回収機構」との連携をより密にして、税の公平負担の原則の上からも万全の対策を講じ、滞納者には、一層毅然とした姿勢で徴収にあたられるよう望みます。

なお、回収不能の債権については、今年度も不納欠損処分をされていますが、今後も未収金の債権としての価値の有無などの法的な調査、確認を十分に行い、適切な処理を行われたいと思います。

次に、歳出の状況であります。9ページをご覧ください。

予算の執行率は95.2%で、各科目の歳出内容については経費の節減に努力され、計画的に事業の推進がなされたものと思われま。

歳出における決算額は、55億1730万8272円で、翌年度繰越額は、1億4286万9000円となり、前年度（前年度110,784千円）と比較すると28.9%増加しています。繰り越しは、止むを得ないものと考えますが、なるべく、会計年度内での事務処理に努められるよう望むものであります。

予算の執行につきましては、概ね適正に処理されていますが、特に、業務の発注に際しては、法、規則等に則った競争入札や、また、長期継続契約の有効活用を図りながら、適切な会計処理をされるよう期待するものであります。

なお、不用額は、1億3715万6808円で、前年度（前年度198,078千円）より30.8%減少していますが、なるべく不用額とならないよう的確な予算措置を望むところであります。

次に、玉城町国民健康保険特別会計をはじめ、6事業の特別会計についても審査いたしました。決算審査意見書の14ページから21ページにわたり、その結果を記載いたしました。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その係数は関係諸帳簿類と照合致しました結果、いずれの会計も正確に処理にされていると認めた次第であります。

中でも、国民健康保険特別会計については、加入者全体の所得の減少による保険料収

入の減と医療費の増加により運営は極めて厳しい状況であります。国保人間ドックをはじめとする各種検診受診率の向上、検診結果の分析とそれを活かした健康づくり事業への展開を期待します。

保険料収入の増加が厳しい中、被保険者から保険料を等しく徴収するよう、更なる徴収努力を望むものであります。

なお、これ以外の特別会計については、その詳細を 17 ページから 21 ページに記載しましたので、ご覧いただければと思います。

続きまして議案第 56 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、ないし議案第 59 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について決算審査の結果をご報告申し上げます。

もう一冊の「玉城町公営企業会計決算審査意見書」をご覧ください。

この 4 事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則等に則り、運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業決算ならびに決算諸表は いずれも地方公営企業法の諸規定および会計原則に準拠して作成されており、かつ、諸帳簿、書類を照合・点検の結果、いずれも符合し、計数的にも正確であり、予算の執行も計画的、効率的に行われ、当該年度の実績および財政状況を適正に示していると認めた次第であります。

それでは事業会計別にご報告申し上げます。

まず病院事業会計でございますが、1 ページをご覧ください。

玉城病院の年間入院患者数は延べ 17,844 人で昨年度と比較いたしますと 2.6% (450 人) 増加しています。

一方、外来患者数は年間延べ 28,281 人で 6.5% (1,970 人) の減少となっております。

2 ページ、下段の決算についての損益計算（消費税を含まない）によりますと、入院収益は、3 億 7 千 182 万 751 円で昨年度に比べ、217 万 7 千 559 円 (0.6%) の減収となっております。これは、入院において、5 月 1 日から施設基準を勘案し、全床を療養病床に変更したことによるものであります。

また、外来収益は 1 億 3653 万 6837 円となり、前年度と比較しますと 1029 万 9 千 290 円、率では 7.0% の減収となっております。

一方、これらにかかる医業費用は、6 億 3479 万 7858 円で、医業収支比率は 90.1% となり、前年度と比較して 2.1 ポイント減少しており、その結果、病院事業の医業収支は 6288 万 5054 円の医業損失となり、前年度より 1335 万 2543 円、増えております。

また、本年度は、公営企業会計の新会計基準移行措置によるものを、特別損益で調整したことにより、病院事業全体では、6460 万 4545 円の当年度純損失となり、それに、前年度繰越利益剰余金 3854 万 3783 円を合わせた、当年度未処理欠損金は 2606 万 762 円となりました。

玉城病院は、慢性的な医師・看護師不足、人件費の増加、医療機器類の更新時期が重

なるなど多くの課題を抱えていますが、引き続き将来を見据えた計画的な経営がなされることを期待するものでありますと共に、住民から信頼の得られる地域の拠点病院としての使命を果たされるよう望むものであります。

次に、水道事業会計決算であります、9ページをご覧ください。

業務量は、給水人口15,722人で、前年度比で66人増加していますが、年間総配水量は、218万9204^mで、前年度より3.7%の減少となっております。

また、年間総有収水量は、前年度比で2.9%減少し、199万424^mとなり、有収率は、前年度より0.7ポイント増加の90.9%となっております。

11ページ上段の決算についての損益計算によりますと、給水収益などの営業収益は2億7117万2963円で前年度比で5.6%の減少となっております。営業費用は2億3775万8641円で、本年度は、地方公営企業の会計制度の見直しにより、資本制度及び会計基準について改正が行われたことにより、当年度純利益は3853万9923円となりました。

水道事業は、町民の命を支える「水」を提供する重要な事業ですが、近い将来発生が懸念されます大規模地震に備え、水道施設耐震化計画にそって、管網整備等施設の増強を図られたい。

また、公営企業として、引き続き事業の採算性と公共性のバランスを図り、健全経営を維持するよう求めたものであります。

未収対応については、下水道料金の一括徴収など、料金の未納防止と併せて、迅速な給水停止処分の執行など、積極的な対応が伺えます。今後も、行政の公平性の観点から一層の徴収努力を望むものであります。

次に介護老人保健施設事業会計決算でございますが、17ページをご覧ください。

ケアハイツ玉城は、入所、通所、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援の5つの事業を実施しています。その内、施設の入所状況は、長期短期を含めた年間入所者数、定員51人に対し、日平均48.3人の利用が有り94.7%の利用率を保持しています。

20ページの決算についての内訳を見ると、5つの事業を合わせた営業収益の合計額は、3億4740万4567円で、営業費用は3億7225万1479円となり、営業外利益を合わせた、当年度純損失は、1936万6618円となり、それに、特別損失、前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は5126万9709円となりました。

事業収益の約3分の2を占める施設運営事業の営業収支は、3073万円余の営業損失を計上していますが、その要因である人件費については、昨年度より約1000万円の削減となっております。

訪問看護ステーション運営事業については、35万円余の損失となっておりますが、これは、職員の異動による人件費の増に加え、近隣市町で同事業所との競合などが要因であります。

今後も利用者のニーズに合った支援、事業展開を期待します。

なお、ケアハイツは、事業の性格上、公用車の利用が多く、適切な管理体制の維持に

努め、安全管理者の下、事業所内の安全運転の確保を図りたい。

次に下水道事業会計決算の 29 ページをご覧ください。

業務量については、平成 26 年度末の接続率は、面整備完了区域の供用開始区域が拡大されたため、区域内人口が 12,055 人に増え、それに対して排水設備接続人口は、8039 人で、66.7%となっております。年間総排水量は、82 万 7296 m³で前年度より、30.6% 増えた結果となっております。

30 ページ下段の決算についての損益計算では、7864 万 4149 円の営業収益に対し、営業費用は 3 億 5427 万 2325 円となり、営業損失は、2 億 7562 万 8176 円になりました。これに営業外収支を合せた当年度純損失は、1 億 923 万 9681 円となり、前年度繰越欠損金 7 億 5442 万 6799 円及び、地方公営企業会計の資本制度及び会計基準の改正による、その他未処分利益剰余金変動額 3 億 8247 万 1366 円を合わせた当年度未処理欠損金は、4 億 8119 万 5114 円となり、翌年度へ繰り越す決算となっております。

なお、平成 28 年度末には概ねの面整備を完了予定としています。経営的に見合った料金改定が必要となりますが、水道料金と併せ、改定の時期、金額等については十分に検討されることを望むものであります。

下水道事業は、町民の生活の向上や河川環境保全のためにも大変重要で、着実な事業遂行を望むものであります。

最後に、すべての公営企業会計を通して行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収には特段の努力を切望するものであります。

以上で公営企業会計決算審査の結果報告とさせていただきます。

只今ご報告申し上げました一般会計、各特別会計、並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、後刻、審査意見書をご高覧賜りますようお願い申し上げます。

また 財政健全化法が施行されたことに伴い一般会計 並びに公営企業等の財政健全化比率につきましてはの審査をいたしましたので、意見書をお付けしております。

いずれの会計も問題ないと確認した次第であります。どうぞ併せてご高覧いただきますようお願いいたします。

簡単でございますが、以上で平成 26 年度決算の審査報告とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で監査委員の報告は終わりました。

次に、日程第 17 議案第 60 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてないし、日程第 20 議案第 63 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第 60 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆるマイナンバー法により、社会保障・税番号制度が始まり、10月以降個人番号が通知されることに伴い、特定個人情報の保護措置を行う必要があることから、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

次に議案第61号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、前議案同様、社会保障・税番号制度に伴い、地方税法が一部改正されたことから、条文の整備、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の経過措置等その他所要の規定の整備を行うため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

次に議案第62号 玉城町手数料徴収条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案に関しても、前議案同様、社会保障・税番号制度に伴い通知カード及び個人番号カードの再発行に係る、手数料を追加及び一部改正しようとするものです。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

次に議案第63号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、半島振興地域における地方税の不均一課税に伴う措置について、事業の用に供する施設等業種の改正が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものです。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）総務課長 田間宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）議案第60号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本議案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この条例では番号法として読み替えてございますが、この法律による社会保障税番号制度が10月からはじまることによりまして、法第31条の規定に基づき個人番号を含む個人情報、特定個人情報という表現にしておりますが、この取扱に関する規定を設け、特定個人情報を保護する必要があるため、本条例の一部改正をしようとするものでございます。

それでは、条例改正議案書3ページのほうをお開きをお願いしたいと思います。

併せ、条例改正新旧対照表の1ページに移ります。

主な改正をご説明させていただきます。まず、第2条におきまして、特定個人情報、

情報提供等記録及び特定個人情報ファイルの用語を定義付けるため、第2号、第3号、第4号として追加をいたしましたものでございます。

次、第8条の2でございますが、「特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知」についての条文整備でございます。行政機関個人情報保護法では特定個人情報ファイルの保有にあたっては会計検査院を除く行政機関に対し、特定個人情報保護委員会へあらかじめ通知することを義務付けているため、それに習いまして、当町でも、特定個人情報ファイルの保有にあたっては当町の情報公開個人情報保護審査会にあらかじめ通知をする規定を追加してございます。

次に議案書5ページ下段から及び新旧対照表3ページ下から3行目のところにあります。

第8条の3ですが、「特定個人情報ファイル簿の作成及び公表」についての条文整備でございます。

この条文は、行政機関個人情報保護法では、個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けており、それにならしまして当町でも保有している特定個人情報ファイルについては、帳簿を作成し、公表するための規定を追加しているところでございます。

次に議案書6ページの中ほどから、新旧対照表5ページ上から4行目からであります第11条の2であります。特定個人情報の利用の制限についての規定であり、特定個人情報については、その利用目的及び利用範囲は法で限定されてございます。

目的の範囲を超えた特定個人情報の利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときについては認める必要があります。この規定を追加しているところでございます。

議案書7ページ下段、新旧対照表におきましては7ページ8行目からになります。

第21条2から7の追加の条項でございます。特定個人情報の利用の停止の請求・利用停止の請求手続き・利用停止義務・利用停止請求措置・利用停止決定期限及び特例についての条文整備でございます。

これは、特定個人情報に係る利用停止請求に関する規定で、当町の現行条例では、個人情報に係る利用停止請求に関する規定がないため、特定個人情報に限定して対象とするもので、21条の3につきましては手続き、4につきましては利用停止の義務、5につきましては利用停止請求者に対する措置、6につきましては利用停止決定の期限、7で利用停止決定の期限を長期間要すると認めるとき等について、それぞれの規定を追加したものでございます。

他の改正については、今回の改正に伴い生ずる字句、用語の整備でございます。

なお、附則におきまして、第8条の2については、公布の日から、他の条文関係につきましては、平成28年1月1日施行としておるところでございます。

以上雑駁な説明ですが、補足説明といたします。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） 議案第 61 号 町税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

この改正につきましては、地方税法及び関係法令等の一部が改正され、主に社会保障・税番号制度導入に伴う条文の整備により本条例の一部を改正するものであります。

まず、地方税法及び関係法令等の改正によるものからご説明いたします。

説明にあたりページが飛びますがご了承ください。

補足資料 条例改正新旧対象表の 11 ページをご覧ください。

第 23 条第 2 項、町民税の納税義務者等については、引用する法令の改正に伴う条文の整備でございます。

第 33 条第 2 項、所得割の課税標準については、ただし書きの追加を行うものでございます。

次に 12 ページ、第 36 条の 3 の 3 第 4 項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書については所得税法改正に伴う引用条項の項ズレを整備するものでございます。

次に、15 ページ、附則第 4 条第 1 項、納期限の延長に係る延滞金の特例については、引用する法人税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に 16 ページ、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合に係るもので、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る規定に 1 項を加えるもので、第 7 項に高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係るものの割合を、町の条例で定める割合とし、国基準を参酌し 3 分の 2 と規定するものであります。

次に、17 ページ、附則第 16 条の 2、たばこ税の税率の特例については、特例税率を廃止するものでございます。

旧 3 級品紙巻たばこに係る税率を経過措置により平成 28 年 4 月 1 日より 4 年間、4 段階で税率変更を実施します。

以上が、地方税法及び関係法令等の改正によるものでございます。

社会保障・税番号制度導入に伴う条文の整備についてご説明申し上げます。

まず、11 ページ、第 36 条の 2 第 8 項、町民税の申告、12 ページ、第 63 条の 2、施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出、13 ページ、第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項、法第 353 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出、第 71 条第 2 項、固定資産税の減免、第 74 条第 1 項、住宅用地の申告、第 74 条の 2 第 1 項、被災住宅用地の申告、以上が税番号制度に伴う条文の整備でございます。

○議長（風口 尚） 暫時休憩します。

（午前 11 時 30 分 休憩）

（午前 11 時 31 分 再開）

○議長（風口 尚）再開します。

○税務住民課長（北岡 明）失礼しました。税番号制度に伴う条文の整備からご説明申し上げます。

まず、11 ページ、第 36 条の 2 第 8 項、町民税の申告、12 ページ、第 63 条の 2、施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出、13 ページ、第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項、法第 353 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出、第 71 条第 2 項、固定資産税の減免、第 74 条第 1 項、住宅用地の申告、第 74 条の 2 第 1 項、被災住宅用地の申告、14 ページ、第 89 条第 2 項、軽自動車税に係る不申告等に関する過料、第 90 条第 2 項、身体障害者等に関する軽自動車税の減免、第 139 条の 3 第 2 項、特別土地保有税の減免、15 ページ、第 149 条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告、16 ページ、附則 新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号が社会保障・税番号制度導入に伴う条文の整備でございます。

なお、12 ページ 第 51 条第 2 項、町民税の減免については社会保障・税番号制度導入に伴う個人番号又は法人番号等の条文の追加と項ズレの整備でございます。

以上で補足説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 62 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

社会保障税番号制度に伴い第 1 条関係で平成 27 年 10 月より送付される個人番号通知カードの再発行手数料を 500 円とし、条文の整備を行い第 2 条関係で平成 28 年 1 月より発行される個人番号カードの再発行手数料を 800 円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に議案第 63 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

この改正につきましては、半島振興法の一部改正に伴い固定資産税の特例の対象となる業種を追加するもので、情報サービス業、農林水産物産販売業等が対象となり、条文を改正するものでございます。

以上で補足説明を終ります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の途中ではありますが、ここで 10 分間の休憩をいたします。

（午前 11 時 35 分 休憩）

（午前 11 時 45 分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

次に日程第 21 議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 8 年条例第 4 号にて全部改正した条例で、平成 12 年 1 月以降廃棄物の投棄を休止していました中角処分場の設置条例であります。平成 26 年 3 月 28 日廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく区域の指定がなされ、今後においても廃棄物投棄場として利用する予定が無いとため、本条例を廃止しようとするものです。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（風口 尚）次に、日程第 22 議案第 65 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について 及び、日程第 23 議案第 66 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 65 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議について、提案理由を申し上げます。

昭和 42 年 4 月に小俣町、玉城町、明和町で一部事務組合の大仏山火葬場施設組合を設立した後、昭和 44 年 4 月菊狭間環境整備施設組合に名称変更、業務内容の変遷を経て、平成 17 年 8 月以降は現行の玉城町、明和町の 2 町で家庭から出る可燃ごみ、資源ごみの収集業務を行ってきました。

玉城町が資源ごみ収集業務の委託を行うことにより、両町の業務バランス・運用管理等の不均衡が生じ、効率的な業務運営が難しくなることから組合を解散するもので、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に議案第 66 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、提案理由を申し上げます。

菊狭間環境整備施設組合の解散に伴い、同組合の財産処分をするもので、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、前議案、本議案についての詳細について、平成 27 年 8 月 6 日付けで両町において確認書が交わされていることを申し添えます。

詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、協議2件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）議案第66号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

議案書を1ページめくっていただいて別紙をご覧くださいと思います。

財産処分の帰属先ですが、この財産につきましては平成27年度中に新たな財産の取得がないということ中で平成26年度財産に関する調書に記載されたものにつきまして、帰属先を決定したものでございます。処分にあたりましての割合でございますけれども、これにつきましては過去3カ年の負担金の割合を持ちまして、玉城町が42.492%、明和町が57.508%を持ちまして、配分をさせていただいたものでございます。まず、車両についてでございますが、塵芥収集車でございます。現行7台あるうちの3台を玉城町に、4台を明和町に。低床トラックにつきましては1台を玉城町に2台を明和町。軽トラックにつきましては、1台ずつ、玉城町、明和町が保有します。それから商用車につきましては明和町が所有する格好になってございます。車両につきましては直営で行うのにあたって必要な車両が確保されているものでございます。また車両の購入年度とも考慮いたしまして、このような配分をさせていただいたものでございます。

次に備品でございます。こちらにつきましては先ほど申しました負担金の割合に基づきまして、それぞれ事務機からその他備品、書庫まで配分させていただいたものでございます。また、その他、細々した備品についてはそれぞれ両町で協議のうえ、配分させていただくものでございます。

以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚）提案理由の途中でございますが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。昼食前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

○議長（風口 尚）次に、日程第24 議案第67号 平成27年度 玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし、日程第29 議案第72号 平成27年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第67号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、2億9573万4000円を追加し、歳入歳出予算総額を58億1619万2000円とするものであります。

債務負担行為の追加補正につきましては、保育所2カ所、小学校4校、中学校1校の給食調理等業務の民間委託に向けた債務負担限度額を計上しております。

地方債の補正につきましては、地域活性化事業債と臨時財政対策債の減額を計上しています。

歳入の主な内容といたしましては、まず地方交付税について、国の決定を受けて増額しています。

県支出金では、土地基盤整備事業費県補助金として岩出地区排水路工事等に係る補助金を新規に計上しています。

続きまして、歳出の主な内容ですが、まず各費目において人事異動に伴う人件費の組替をしています。

議会費では、議員報酬改定に伴う費用を増額しています。

総務費では、アスパア玉城、ふれあいの館、玄甲舎改修などを見据え活性化対策事業基金への積立を新規に計上しています。

民生費では、社会福祉協議会運営補助金、特別会計への繰出金、又、保育所維持補修工事請負費として、下外城田保育所のプール改修工事・田丸保育所屋上防水工事、保健福祉会館と外城田保育所・梅がおか児童館の下水道接続工事費を計上しています。

衛生費では、中角投棄場跡地造成に伴う積算・施工監理・工事請負費を新規に計上しています。

農林水産費では、歳入同様、岩出地区排水路工事請負費等を新規に計上しています。

商工費では、観光案内看板設置委託料を新規で、又、アスパア玉城施設下水道接続工事費として、特別会計への繰出金を増額しています。

土木費では、社会基盤データ更新業務委託料、地元要望による道路や側溝改修・改良工事請負費の増額又、町道田丸宮古線の測量設計費、道路改良用地購入費を新規計上しています。

消防費では、防災行政無線個別受信機購入費を増額いたしております。

教育費では、有田小学校の防火扉修繕を始め各小学校の修繕費、中学校では全国・東海大会出場に伴う補助金の増額、又外城田小学校と中央公民館の下水道接続工事請負費を新規に計上しています。

諸支出金では、公共下水道事業会計への繰出金を増額しています。

以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

次に議案第68号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では国、県の特定健康診査等負担金及び療養給付費交付金の前年度の精算による増額、レセプト点検の委託による県特別調整交付金の減額、人事異

動に伴う一般会計からの事務費繰入金、前年度繰越金の確定に伴う増額が主なものです。

歳出では人件費の補正、前年度の医療費の確定に伴う療養給付費国庫負担金の返還金の計上、及び予備費を増額したものです。

歳入歳出それぞれ 4550 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 7493 万 3000 円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に議案第 69 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、アスピーア玉城の施設内の下水道接続にかかる予算を計上するもので、歳入歳出それぞれ 715 万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6130 万 2000 円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明いたさせます。

次に議案第 70 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では国、県、支払基金交付金の前年度の精算、及び繰越金の確定に伴う増額が主なものです。

歳出では人事異動に伴う人件費の補正、10 月から総合事業を開始するための予算の組み替え、前年度の国、県、支払基金交付金の精算に伴う返還金の計上を行うものです。歳入歳出それぞれ 2432 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 13 億 4018 万 5000 円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第 71 号 平成 27 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では一般会計からの事務費繰入金、前年度繰越金の確定に伴う増額であり、歳出ではクレジット収納の取り扱いに伴う手数料及び後期高齢者医療広域連合への納付金を増額計上するものです。

歳入歳出それぞれ 908 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 5519 万 9000 円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第 72 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の収入の営業外収益で1344万4000円を増額し、支出の営業費用で同額の1344万4000円を増額、また資本的収支において事業費の確定により財源内訳を精査した結果、収入で企業債、補助金の減額で1億2707万円を減額し、資本的支出において建設改良費の施設費で同額の1億2707万円の減額をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長より補足説明をいたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第67号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）産業振興課長 中世古 憲司 君

○産業振興課長（中世古 憲司）議案第69号 平成27年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀 君

○生活福祉課長（中村 元紀）議案第70号 平成27年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）上下水道課長（東 博明）

○上下水道課長（東 博明）議案第72号 平成27年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案に対する質疑の準備のため、20分間休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、20分間休憩することに決定しました。

休憩後13時50分から、提出議案に対する質疑を行います。

それでは、休憩いたします。

(午後 1時32分 休憩)

(午後 1時50分 再開)

◆議案に対する質疑

○議長(風口 尚) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案の質疑を行います。

日程第30 議案第49号 平成26年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、日程第40 議案第59号 平成26年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって質疑は一括上程されました議案第49号ないし、議案第59号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言を許します。

7番 奥川直人君

○7番(奥川 直人) 議案第49号の平成26年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてのところ、ページで言いますと3ページになります。

監査委員から何度もおっしゃられたように収納の関係ですね、要は滞納とかその辺のことについて課題だとおっしゃっておられました。その中で今年度につきましては、一定の成果が得られたというふうに私も見ておりますけど、今後も収納対策を講じていくという意味で、今年度、収納対策につきましては過去3年くらい継続して、玉城町としては力を入れていただいておりますと、このように議会としては認識をしておりますし、その結果、決算がこの3年間積み上げてきた成果なり、いろんな体制づくり、こういった成果もあろうかと思っておりますけども、それについてどのような現状のご認識であって、できれば今後どのようにしていきたいのか、チェックですね、26年度を振り返り、27年度はどうあるべきかというご意志がもしあればお聞きをしたいとこのように思います。

○議長(風口 尚) 副町長 小林一雄君

○副町長(小林 一雄) 先ほどの奥川議員のご質問でございます。滞納整理機構のほうの座長をしております私のほうから答えさせていただきます。この滞納整理機構のほうにおきまして各それぞれ担当課から情報共有、それからきちんと条例、もしくは国の法律にも基づいた適切な対応を今後もしていくということで、今後もそのようなところを守りまして、きちんと住民の方々に説明が出来る対応をしていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君

○7番（奥川 直人） 決算書すべて見きれてないんですけど、非常にいいのが保育料、これについては過去から見ると、すごく4分の1ぐらいに下がったという中で、他の収納状況についてはあまり大きな変化は出ていない、このように私は考えとるわけですけど、先ほどお聞きしたように情報共有とかいろんな形のものにつきましては過去から私は、そういう対応を取るとお聞きしておりますけど、その中でそういうことを繰り返していきなかにこの26年の成果、どのようなものがあったのか、もう少し具体的なことを聞かしていただけるとありがたいとこのように思います。

○議長（風口 尚） 副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄） 具体的なことと言われますので保育料につきましては先ほど言われましたように随分徴収上がっています。これはきちんと対応して、財産調査なり預金調査なりをいたしまして滞納者に対しまして収納をしていくという体制をとってやっていただいた結果だと思っていますので、その他、税、料を含めます項目につきましても今後そのへんを参考にしながらきちんと調査をいたしまして滞納整理をやっていこうというふうに機構の中で話し合いをして今後も進めていきたいというふうに考えています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君

○7番（奥川 直人） 保育所は去年もよかったし収納に関しては徐々に良くなってきている。今後それを参考にとということも多分去年聞きました、私は。去年も聞いて、その保育料の徴収のやり方、いろんなやり方があると思うんですけど、それを参考にししてやるということ去年も聞いています。それを参考にした結果、今年はどうやったんやろうと、まあ、課題もあるでしょう。一括で徴収するわけにはいかないとわれわれもわかっていますけども、そういったやり方をしていく中で、課題でもいいんですよ、こういうことをやりたいと思っているんだけど、こういうことが中々まだ難しいとかね、なにか変化がある回答が欲しいと、前回と変わってないですから、これは。それは1年間努力してもらった結果が今回の数字になってまして、今回の反省点なり課題点は次年度に活かすと、これが基本的なパターンなんで、何かをしたら何かあるだろうということでも何か無いんですかとこういうことをお聞きをしています。

○議長（風口 尚） 副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄） 先ほどの保育料につきましては、児童手当等からの引落とし、それから他の部分につきましては、年金等の調査をいたしまして、その部分からの徴収もさせていただいたということで生活福祉の部分というのは随分徴収率が上がってきたというふうに結果としてとっておりますので、それに基づきまして、税のほうとしてもきちんと財産調査、当然この部分につきまして、生活福祉ともども預金調査等は今後もやっていくというふうにしておりますので、その辺の対応を今後も続けていこうということで滞納をできるだけ減らしていくという体制をとっていきたいと思っています。

○議長（風口 尚）他にありませんか。3番 坪井信義君

○3番（坪井 信義）議案第49号 2ページ目ですけれども、最後に協働のまちづくりについてという項で「地域担当制度」がうたってございます。このことはその当時、私が助役として就任いたしました新しいまちづくりの一環をとということの中で町長に「地域担当制度」を取り入れてはいかがでしょうかという提案を申し上げました。その上で現地を視察ということで、岩手県と宮城県の2町のほうへもう1名担当ひとりと直接おじゃまをしまして、実際の状況を詳しくお聞きをして、なおかつ、帰ってきてから玉城町版でいかに実施ができるかということで報告を申し上げたところ、町長のほうからも是非、その導入をしていきたいということをごさまして職員に話をもったところ、最初の頃は職員間でも公務以外のところで大変な負担も係るといろいろな事情もありまして、どちらかというとな十分な理解が得られなかったというのが状況でございました。その上で実証した暁には一定期間、確か3年ぐらいたったと思いますけど、見直しの期間を設けてほしいという要望もありましたし、また初めてのことでありましたので、区長さん方の受けとめ方もまちまちの受けとめ方があったと思います。それから以降、10年ほど経ちましたので、そのへんの実績上げた上で現在も実施をされていると受けとめておりますけども、現状の中でこのことにつきまして町長はどのようにお考えでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）三重県初でこの地域担当制を実証させていただきまして、今、坪井議員からもお話ありましたとおりで、小さな町のこの良さをこれからつないでいくために何が大事なかということでもありますけど、この行政のいろいろなサービスについて、その時からの考え方は一方通行だというふうなことを私、前から思っております、直接、役場の職員が顔と顔を会わすということが非常に大事というふうに考えたわけがあります。現実にはそれぞれ区長さん個々にお仕事等もあって、あるいは時間設定等もなかなか難しいというふうなこともあって、色々であるということは職員からも、伺っておるわけでもありますけども、こうしたことが中々すぐに大きな成果を期待できなくても、先般も、阪神淡路大震災の防災センターや野島断層や、あるいは豊中市の視察も行ったわけでもありますけど、この地域での自治区でのいろいろな活動が徐々にではありますけども生まれてきたと、そして合わせてこの地域活動助成事業で区の中での大変な動きといいますか、活動していただいているところが生まれてきていいるということでもあります。

ご承知のとおり区長さん、ほとんどの区長さんが1年交代ということでもありますので、中々、町のいろいろなサービスについて徹底してご理解いただくということも難しいところも現実あるわけですけど、大変町としては、これによって直接、コミュニケーションが働いとるなと私自身も思っておりますので、これからも、いろいろな見直し等も一部しながら、更に継続していきたいとこんなふうに思っています。併せて自治区におきましても、68自治区あるわけですけど、少し事情も異なっているわけでもあります。いろん

な防災の活動やあるいは健康づくりの活動やら、あるいは農地水の活動やら、それぞれ68地区でいろいろひらきのある地区もありますから、せっかく玉城町のまちの中でモデル的な活動もやっていただいているんですよということも、担当として当たっていただいている職員のみなさん方にももう少し具体的な区長さんに対するアクションの仕方ということも考えて取組んでいくこともいいんではと思っています。

○議長（風口 尚）3番 坪井信義君

○3番（坪井 信義）確かに現地の視察にいきましたところは町の大きさが端から端までいくのに車で2時間ないしは3時間かかる山間に囲まれた一山超えなければ着かないというような町でした。そういう町だからこそそういうものが必要なというふうに感じて帰ってきたんですけど、それを玉城町に落としてみますと端から端まで15分で行けるような町ですから若干そことは一緒にならないということで玉城町としての実感度ということで創設をして、その結果、今、町長が申されましたけど、それから以降は健康づくりなり、それぞれの地域の絆という点で、いわゆる玉城町版の「地域担当制」というものが生まれてきているのではないかと私も評価をいたしております。

今後につきましても、先ほど町長が述べられましたけど、なお一層内容の充実を図ってこの「地域担当制」を充実したものにしていっていただきたいなと思います。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって一括上程されました議案第49号ないし議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第41 議案第60号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第60号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第42 議案第61号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 61 号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 43 議案第 62 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 62 号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 44 議案第 63 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 63 号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 45 議案第 64 号 玉城町廃棄物投棄場の設置及び使用に関する条例の廃止についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 64 号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 46 議案第 65 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 65 号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 47 議案第 66 号 菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 66 号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 48 議案第 67 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）ないし、日程第 53 議案第 72 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行います。

これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑は一括上程されました、議案第 67 号ないし、議案第 72 号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言を許します。7 番 奥川直人君

○7 番 (奥川 直人) 議案第 67 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）の 13 ページで質問させていただきます。これにつきましては、私も過去からいろいろ、公共施設の公共下水道の接続が遅れているとということで、行政自ら率先垂範して、公共下水道につきましては、早く接続をして欲しいということでお願いをして参りました。

今回外城田保育所とか梅がおか児童館とか、各公共施設が公共下水道への接続を実施していただきました。その中でこの件について、なぜ。9 月の補正なのか、なぜ当初予算で入っていないのか、ということが 1 点です。それと公共施設で他にどこが残っているのか。公共施設で公共下水道への接続がすべてされたのかどうか。もう 1 点は、町長はアスピア玉城接続工事という形で言われておりますけども、中世古担当課長のほうからアスピア玉城の中のアグリと味工房で温泉は接続しないと。しないのか、したのか、していただくのか、私はしていただくほうが有り難いと思うのですが、町長のおっしゃるように。アスピア玉城全体を接続するというのを、当然そうしていただけるのかなど、町長のお話を聞けばそうなりますけど。担当に聞くとアグリと味工房だけ。この 3 点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 (風口 尚) 町長 辻村 修一君

○町長 (辻村 修一) 今の質問はですね、議員のみなさん方には何度も説明をして、この

玉城町全体の下水道事業、宮古から始まって、今日に至るまで、宮川流域下水道事業計画がどんな年次で進行していくのかということは何度も説明を申し上げておるわけです。そんな中での質問ですけど、当初予算なぜかということでもありますけど、当初予算の段階ではなかなか財源的な見通しは小さな町の中では、例えば交付税とか、或いは税とかいうものがなかなか見通しできないということもあるわけでありまして、今回こうして、来年度3月までには完成をしたいという考え方を持っているわけでもあります。ようやく、一番の宮川流域から、管路末端の原、或いは朝久田、或いは、長更、世古そういうふうなところがいよいよ完成になって、少し来年度にかかりますけど、玉城町の下水道が概ね全町で完備になるとこういうふうな年次計画できている中のひとつであります。何が残るとるかということで、このことも説明をしているわけでもありますけど、やはり経費の無駄使いはいかんわけでもありますから、これは可能なところで早く施工していくと。アグリの味工房のところと加工の施設の接続をまずはすると。そして温泉については説明申し上げたように無駄な費用を掛けないように下水と併せて19年計画している中でのもう施設が老朽化していますから、そのところと併せての工事を早い期間にやりたい。そういうふうな中で、無駄な費用を掛けなくてやっていくんだという考え方でございます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀

○生活福祉課長（中村 元紀）今回、接続の工事を上げさせていただいておるのは平成25年度に供用開始がなされた区域としてご理解いただければと思っております。ただ、アスピアのほうの味工房とアグリは平成27年の供用開始となっております。下水道のほうの関係の中で供用開始から3年以内に接続をとということが法で決まっておりますので今回平成25年度に供用開始した部分については28年から、3年になりますので今回9月議会でご提案をさせていただいたところでございます。逆に考えていただきますと有田のほう、長更でございますが、現在工事中でございます。これにつきましては28年度の完成になろうかと思っておりますので、その後3才以内の格好になりますので、今、有田のほうにございます有田保育所、いなほの郷児童クラブ室、あと有田小学校も未接続という格好になろうかと思っております。

○議長（風口 尚7番 奥川直人君

○7番（奥川 直人）町長のおっしゃられるのは公共下水道については計画的にきているということで、いつも言うんですけど、計画的にきているのであれば、そういったことを地域のみなさんにいい環境を作るという意味では計画段階でこの予算を入れていただくのと良かったかなと思います。3年以内は確かに3年以内ですけど、住民のみなさん、じゃ3年以内でいいんかということではないわけなんで、やっぱり、一番冒頭で申しましたようにやっぱり行政というのは率先垂範をして、先にやっていただくということがまさに玉城町の安全安心と、そして行政との信頼関係、こういった部分で非常に大事なことかと、やっぱり役場のみなさんは地域のことを考えてくれとということなんで、

法律に従って3年以内ということは、僕が期待する答弁ではないと、このように思います。それと町長申されたように温泉については無駄な費用を掛けたくないということで、先般、原の地域へ来ていただいて説明会を設けてもらいました。その時に何が必要なんだと何が無駄なんだというたら浄化槽、要は温泉水をきれいにする浄化槽、それと一緒にやりたいと、地域のみなさんは「それはさっ」とそれは温泉を運営していくための考え方やないかと、でも下水つなぐだけやろと。そんなことがなぜできやんのやと、それと一緒にせんといてくれと、温泉の湯を浄化するものと下水道つなぐのと一緒にしたいと、それは別ものやんかというお話は町長のお耳に入ると思うんで、その辺は少しお聞きをして、何が無駄なんだということを知りたいと思います。

○議長（風口 尚）町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）まず始めにですね、この原だけではなくて、その全町的にいつお宅の自治区は下水道の管が接続しますよというふうなことは事前にして、更に事前に担当課長が自治区に入って説明をして、そして順次宅内接続をしてくれているとこういうことでありますからね。そりゃ何も原区さんだけ遅れとるとこんなことはないわけでありまして。それと公供施設の公共の部分でのアスピア全体の施設については、これは当然のことながら、早くやっていくというスタンスは申し上げておりであります。やはりこれは自治区のみなさんにしても、税を投入して何事も進んでいくわけですから、議会の皆さん方のほとんどができるだけ無駄を省いて節減をしてやっていくというのはどなたも理解していただけることやないかなとこんなふうに思っています。以上です。

（「議長、答弁になっていない。なぜ無駄になるのかを聞いているのです」の声あり）

○議長（風口 尚）暫時休憩します。

（午後2時18分 休憩）

（午後2時19分 再開）

○議長（風口 尚）再会します。町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）無駄というのは、この頃何べんか言うところでわかってくれると思いますが。別々に工事を施工するとより経費負担がかかるというのは当たり前ですわね。だから同時に下水の併せて他の施設もいたんどるわけですから、それで一緒にやることによって少しでも経費節減ができる、当然のことやないですか。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川 直人）経費節減オンリーではだめなんで、地域の環境とか地域の住民の気持ちとか、そういうことも非常に大事にしていかないと、ただ、無駄になるからということで物事を判断するわけには、僕は行政はいかないとこのように考えています。安心、安全のまちづくり、これは、行政と地域が一体になるということが基本ですので、そういうことで、どういうふうなことで無駄があるんかということは、地域のみなさん、まだ理解できていません。例えば、図面も僕あると思うんで、温泉施設を浄化する。それと、排水流すというところれんを一度図面をもって説明をいただいて理解をいただかな

いとやっぱりただ無駄やと、それは行政が考えることであって、地域の人が「うん、そういうことか」と、こういうとこまで、まだ至ってないんで、その辺はまた、説明に来ていただきたいと思います。以上です。

○議長（風口 尚）町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）区長さんとも話ししていますけどね。早くやるということを考えているわけですし、これは公共の事業ということになると当然、奥川議員の意見は意見としてですけど、他の議員の皆様にも、そういうことをご理解をいただいてでないと物事動かんわけです。そういうこと十分理解してください。以上です。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）一般会計補正予算の中で総務費ではという覧の中でアスピア玉城とふれあいの館、それから玄甲舎改修などを見据えというふうに表現されておりますけど、活性化対策事業基金へ今回補正予算の中では2000万円を基金へ積むということで新規計上をしておるといふふうに今回出ておるわけなんですけど、玄甲舎については、時折おり、いろいろ説明も受けまして、今調査中、あるいは町の指定文化財ということもありまして、進めていく方向で考えておられるわけなんですけど、アスピア玉城、ふれあいの館については、平成8年に建て、もうかれこれ19年です。この計画を見据えてということですので、どの程度を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚）産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）アスピア玉城の計画につきましては、現在今、いろんな経費とか、これまでどれくらい掛かるとるか、熱源の問題、そういうこともございますので、具体的には、今後は担当課を中心として、計画のほうを考えていきたいと思います。具体的にどうしていくかということはこれからの予定でございます。以上です。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）アスピア玉城も老朽化が進んできておるといふことで、改修は必要やといふことで、今後の計画の中へ入れていくといふことなんですけども、この活性化対策事業を決算から見てもみますと、2341万1811円といふことなんですけど、今回積んでも4000万円、本当にこの事業の基金で全部賄うといふことはおそらく無いとも思うんですけど、計画的にこの基金を積んでいくという計画はあるんでしょうか。

議長（風口 尚）町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）いろんなハードのものは議員ご承知のとおり単年度で相当の財源がいるわけでありまして、やはりあらかじめ色々な物が見通せるなかでは、基金は積んでおくということが財政の健全の中で一番基本的な大事なことやなと思ってます。

これからも、できるだけ基金は積みながら、その年度年度のどうしても経常的な費用、つまりソフトのサービス面での費用というものはかさんでいきますから、これはハード部分での必要な財源というのはあらかじめ基金で確保して、出来るだけ財政運営は健全化で進められるようなそういう考え方をこれからも通していきたいと、こんなふうに

思っています。基金以外での一般財源なり場合によっては、補助金なりというふうなことも、これは財源として検討はしていかなと思っています。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君

○2番（北 守） 町長のおっしゃるように、貯金をしていくといことは、非常に大事なことやないかとやっぱりこつこつといかれるということは大事やと思うんですけど、これは緊急の課題ということで、最終的に確認させてもらってよろしいでしょうか。これは近々の課題であるけどもすぐにはできるかできないかというのは、また別やと思うんで、そこら辺のご答弁。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 今提案で申し上げているのはもちろん近々の発生する費用ということです。相手に出しとるわけでありまして、今後におきましてもやはりずいぶん公共施設がほとんどのところで維持管理はしておりますものの老朽化している分がございますから、当然そういうところでの維持補修というものの発生を、大規模に発生する場合がありますし、常に財源というものは確保していくべきではないかなとこんなふうに思います。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、一括上程されました議案第67号ないし、議案第72号についての質疑を終結いたします。

（請願の上程・質疑）

○議長（風口 尚） 次に 日程54 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願ないし、日程第57 請願第4号 防災対策の充実を求める請願を一括議題といたします。

ただちに、紹介議員 北 守君の趣旨説明を求めます。

2番 北 守 君

○2番（北 守） 議長のお許しをいただきましたので、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願の趣旨を説明させていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」であります。2006年度からは、国庫負担金が2分の1から3分の1に引き下げられました。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と充実をお願いすることを趣旨としております。

よって、本請願を決議していただき、国の機関に意見書を提出していただきますよ

うお願いし説明とさせていただきます。

続きまして、請願の2番目ですけれども、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」について趣旨説明をさせていただきます。

三重県では、2003年から小学校1年生の30人学級がはじまり、現在2年生までされておりますが、この学習状況は把握しやすい安全面への配慮が細やかになる等成果があがっています。

一方、国においては、2011年4月から、小学校1年生、そして2年生へと実質的な拡大をしてまいりましたが、2015年度には35人学級以下の措置が据え置かれています。定数改善も十分とは言えない状況です。いじめ・不登校などの課題もあり、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要と考えます。

よって、本請願を決議していただき、国の機関に意見書を提出していただきますことをお願いし説明とさせていただきます。

続きまして、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」について趣旨説明をさせていただきます。

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。全国では、6人に1人の子どもが貧困状態にあり三重県においても8.9人に1人の子どもが就学援助を受けています

高等学校段階においては、入学料、教材費、部活動のための経費等の保護者負担は重く、学びたくても学べないという状況は依然大きな課題です。

国において法律をつくる動きがあり、ソーシャルワーカー等の配置拡充等、支援策が必要とされています。

以上の理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充をお願いします。

よって、本請願を決議していただき、国の機関に意見書を提出していただきますことをお願いし説明とさせていただきます。

続きまして、子どもの安全安心を科確保するために巨大地震等の災害を想定した「防災対策の充実を求める請願」について趣旨説明をさせていただきます。

三重県では学校構造部材の耐震化が着実にすすめられており、小学校・中学校の一部を残すのみとなりました。

一方、文科省は2015年までのすみやかな完了を目指して取組むよう各教育委員会等に要請しております。しかし2015年4月現在、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については県内小中学校で100棟中8棟、県立学校132棟中1棟にとどまっています、また、耐震対策も遅れているのが現状です。

子どもたちの安心・安全の確保を敏速に進めるために、国としての財政措置を求めるものです。

以上の理由から、本請願を決議していただき、国の機関に意見書を提出していただきますようお願いし説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより、請願ごとに質疑を行います。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願の質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願の質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願の質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願の質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

次に、日程第58 請願第5号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

ただちに、紹介議員 中西友子さんの趣旨説明を求めます。

1 番 中西友子さん

○1 番 (中西 友子) 議長のお許しをいただきましたので、「安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書採択についての請願」その趣旨を説明し紹介させていただきます。

請願の趣旨 参議院で安全保障関連 2 法案 (国際平和支援法、平和安全法制整備法) の審議がおこなわれています。

この法案では歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安活動など、どれも憲法 9 条を踏みにじるものです。だからこそ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」とはっきり述べ、多くの国民が法案成立に反対しています。しかも、10 本の法律を 1 本の法案に括って審議するという過去に例のない乱暴さです。

7 月中旬、安倍内閣と自民・公明の与党が衆議院で法案を強行採決したのち、大手メディアのどの世論調査でも内閣支持率が急落しています。それは、「戦争はぜったいダメ」と悲惨な戦争の体験者はもとより、これまで政治に関わったことのない若者や子育て中の女性まで「勝手に決めるな」「独裁反対、民主主義守れ」「だれの子どもも殺させない」と声をあげ、どこでも反対の意志表示を強めているからです。国民の声を無視する民主主義破壊への怒りの現れでもあります。

憲法第 98 条は最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとし、第 99 条では大臣、国会議員などの憲法尊重擁護義務を課しています。憲法違反の戦争法案は廃案以外にありません。

良識の府である参議院で徹底的に審議したうえで廃案にすべきです。衆議院のような強行採決はもとより、「60 日ルール」での衆院再議決など、絶対許されません。

今年には戦後 70 年です。今こそ憲法 9 条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家として日本の歩みをさらに進めるときではないでしょうか。以上のことから、貴議会として関係する国の機関に対し戦争につながる「安保関連 2 法案の廃案を求める意見書」を提出されるよう請願いたします。

以上で紹介を終わります。

○議長 (風口 尚) 以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

12 番 小林 豊 君

○12 番 (小林 豊) 私も非常に勉強不足で申し訳ないのですが、教えていただきたいと思えます。この安全保障関連 2 法案ですね、国際平和支援法、平和安全法制整備法、この 2 法案の中で述べられております、戦争につながるというところは一体どういった部

分で戦争につながるという判断がなされるのか、法案の中身を熟知されていると思いますので、この場でご紹介いただきたいと思います。

○議長（風口 尚）1番 中西友子さん

○1番（中西 友子）私は請願者の代表ではなく紹介者ですので、ここでお答えするのは筋違いかと思しますので、控えさせていただきたいと思います。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊 君

○12番（小林 豊）ちょっととんでもないあれやったんですけど、そういった法案の中身も理解して、それで紹介議員となるのが私は筋かなと思うんですが、私の言っていることが間違っているんでしょうか。議長判断してください。

○議長（風口 尚）暫時休憩します。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時41分 再開）

再開いたします。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（午後2時42分 休憩）

（議案付託表を配布する）

（午後2時44分 再開）

再開いたします。

お諮りします。

只今、説明及び質疑を終了いたしました各議案につきましては、お手許に配布いたしました「議案付託表」のとおり総務産業常任委員会及び、教育民生常任委員会並びに、予算決算常任委員会にそれぞれ付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

只今付託されました議案の委員会審査のため、明後日8月29日から9月2日までの5日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、8月29日から9月2日までの5日間、休会とすることに決定しました。

なお、休会中に付託されました議案等の審査をお願いしたいと思いますので、日程について事務局長から報告いたさせます。

事務局長 田畑 良和君

○事務局長（田畑 良和） 日程の報告をいたします。

8月31日（月）午前9時から、総務産業常任委員会を開会し、終了後に教育民生常任委員会、予算決算常任委員会を順次開会します。場所は、すべて第1委員会室とします。以上です。

○議長（風口 尚） 只今、事務局長報告のとおり総務産業常任委員会及び、教育民生常任委員会並びに、予算決算常任委員会審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日28日は、午前9時から本会議を開き、「町政一般に関する質問」を行ないますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

どうも、ご苦労さまでした。

（午後2時46分 散会）